

学校法人朴沢学園におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針

令和8年10月1日

はじめに

学校法人朴沢学園（以下「本学園」という。）は、教職員が安心して働ける就業環境を守るため、本学園におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針を次の通り策定しました。

本学園は、本方針に則って、教職員の心身の安全を守り、健全な職場環境と教育研究環境の維持及び向上のために行動します。

カスタマーハラスメントの定義

学生・生徒、保護者及び外部関係者等からの本学園に対する意見・言動のうち、要求内容に妥当性を欠くもの、妥当であっても要求を実現するための手段や態様が社会通念上不相当なものであり、教職員の健康や職場環境が害されるものを指します。

カスタマーハラスメントに該当する行為の例

以下のような行為を指しますが、あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

- そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と全く関係のない要求
- 学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
- 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- 相当性を欠く賠償要求
- 威圧的な言動
- 継続的、執拗な言動
- 拘束的な言動

教員の支援体制

ハラスメントに関する相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

カスタマーハラスメントへの対応

本学園は、学生・生徒の成長につながるご意見、ご要望に真摯に向き合いますが、社会通念上許容される範囲を超える言動等に対しては、教職員の心身の安全と健康を守る観点から、以後の対応をお断りさせていただく等、毅然とした態度で臨みます。

また、本学園が特に悪質であると判断した場合は、警察や弁護士等のしかるべき機関に相談の上、適正かつ迅速に対応します。